

田川市生涯学習学校開放推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における生涯学習の推進及び青少年の健全育成を図るため、学校教育に支障のない範囲内において、田川市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の屋内運動場及び運動場の施設及び設備等を市民の生涯学習の場として開放する田川市生涯学習学校開放推進事業（以下「学校開放」という。）の実施に関し、田川市学校施設の利用に関する規則（田川市教育委員会規則規第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる活動)

第2条 本事業の対象となる活動は、生涯学習の一環として行う文化活動、スポーツ活動その他の本事業の目的の実現に資すると認められる活動とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、構成員の過半数が市民である団体又は個人の市民とする。

(利用の手続等)

第4条 施設を利用しようとする団体の代表者又は個人の市民（以下「利用者」という。）は、教育委員会が指定する日までに教育委員会に次の書類を提出した上で、第13条に規定する調整会議に出席しなければならない。この場合において、利用者は、他の利用者の利用に支障が生じないように、利用の許可の申請をしようとする施設及び設備等の範囲を必要最小限としなければならない。

(1) 田川市生涯学習学校開放推進事業に係る利用計画書（様式第1号）

(2) 田川市生涯学習学校開放推進事業に係る誓約書（様式第2号）

2 利用者は、前項の手続を終えたときは、第13条に規定する調整会議の協議内容を踏まえ、規則第4条に定める手続を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、利用者は、前項の手続を行った利用者の利用を妨げない範囲内において、教育委員会の定めるところにより、随時に利用の手続を行うことができる。

4 利用者のうち、校舎使用料の減免の適用を受けようとする者は、田川市立学校校舎使用料の減免に関する規則（令和元年規則第14号）第3条第1項に定める手続を行わなければならない。

(青少年の健全育成に寄与する活動を行う団体の認定)

第5条 前条に規定する手続において、青少年の健全育成に寄与する活動を行う団体の認定を

希望する者は、田川市健全育成活動団体認定申請書（様式第3号）を田川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により提出された申請書に係る団体について、次の各号に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査した上で、認定又は不認定を決定し、田川市青少年健全育成活動団体認定（不認定）通知書（様式第4号）により、その旨を利用者に通知するものとする。

- (1) 青少年の健全育成を主たる目的とする団体であって、青少年にスポーツ等の指導を行う団体であること。
- (2) 指導者を除く団体の構成員の過半数が青少年（未就学児を除く18歳以下の者をいう。）であり、かつ、当該青少年の過半数が市民であること。
- (3) 市内に事務所を有する団体であること（事務所を有しない団体にあつては、代表者が市民であること。）。
- (4) 営利を目的としない活動（指導者等が交通費等の実費以外の報酬を受けていない、活動に必要な消耗品費、遠征費等の経費以外の経費を会費として徴収していない等により営利を目的としていないことが明らかな活動）を行う団体であること。

3 前項の規定により認定を受けた団体が規則第10条の規定による許可の取消し等を受けたときは、当該認定を取り消すものとする。

（利用の許可）

第6条 教育委員会は、第4条第2項の規定による利用許可の申請があつたときは、利用日の属する年度の前年度の教育委員会が定める日までに申請があつたものについて、第13条に規定する調整会議において協議を行った上で、利用の許可又は不許可を決定する。

2 前項に定める申請以外の申請については、同項の許可を決定した後で、随時、利用の許可又は不許可を決定する。

3 前2項に定めるもののほか、利用の許可については、規則第5条に定めるところによる。

（利用の制限）

第7条 規則第10条に定めるもののほか、利用者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、施設を利用することができない。

- (1) 学校行事等で学校の施設又は設備等を使用する場合
- (2) 災害等により学校に避難所が開設される場合
- (3) 学校に投票所が開設される場合

(4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が利用を禁止する場合

(用具及び備品の利用)

第8条 活動に必要な用具及び備品は利用者が持参するものとし、学校の備品等は、学校教育に支障のない範囲において、学校長が許可した場合のみ利用することができる。

2 学校の備品等を破損し、又は汚損したときは、利用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

3 利用者は、自己又はその所属する団体が所有する備品を学校に保管してはならない。ただし、学校長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(清掃)

第9条 利用者は、施設の利用後は、速やかに施設及び設備等を原状に復し、清掃を行わなければならない。

(施錠管理)

第10条 利用者は、施設の施錠に関し、教育委員会の指示するところにより、これを行わなければならない。

(安全管理等)

第11条 利用者は、施設及び設備等の利用において、安全管理を徹底すると共に、不測の事態に備え、活動に参加する者の傷害保険及び賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

2 施設及び設備等の利用に際し事故等が発生した場合は、全て利用者の責任において処理しなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は、規則第8条各号に掲げるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (3) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 近隣の住民の迷惑となるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 施設の利用に関し、問題が生じたときは、直ちに学校及び教育委員会に報告すること
- (6) 前各号に定めるもののほか、学校が別途定める規則等を厳守すること。

(生涯学習学校開放推進事業調整会議の設置)

第13条 次に掲げる事項について協議するため、学校ごとに生涯学習学校開放推進事業調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- (1) 利用する施設、利用日及び時間等に関する利用者間の調整
- (2) 利用上の注意事項の周知
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 調整会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 利用者
- (2) 市職員
- (3) 前2項に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 調整会議は、第1項第1号に規定する調整を行うに当たっては、第1条の目的を鑑み、第5条第2項の規定による認定を受けた団体の活動に特に配慮するほか、利用回数が教育委員会が定める基準を満たしているか、雨天時の予備的な利用日等が含まれていないかについて留意するものとする。

4 調整会議の庶務は、教育部文化生涯学習課において処理する。

（学校の業務）

第14条 学校開放に関し、学校は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 学校開放をすることができる日時の決定に関すること。
- (2) 第4条第2項の規定による許可の申請について、学校教育上及び施設管理上の支障の有無の確認に関すること。
- (3) 教育委員会との情報共有に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理上必要と認める事項に関すること。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、学校開放に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和5年2月14日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以降の校舎の利用について許可を受けている者の利用については、なお従前の例による。